

令和4年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜令和4年度分＞

◆ 条例案件 5件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第47号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、規定の整備を図るためのもの
議第51号	山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について	国民健康保険法の一部改正等に伴い、国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制等のための経費に充てる場合に、基金を処分することができること等を定めるためのもの
議第52号	山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	児童福祉法及び社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、規定の整備を図るためのもの
議第53号	山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、規定の整備を図るためのもの
議第54号	山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令の一部改正に伴い、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例措置の適用期間を延長するためのもの

◆ 条例以外の案件 なし

令和4年2月定例会 議案説明会

＜健康福祉部所管の2月補正予算の概要＞

〔一般会計〕

1 総括表

(単位：千円)

令和3年度現計予算	2月補正	2月補正後
123,157,687	1,605,930	124,763,617

2 主な内容

(1) 政府の補正予算等への対応 (主なもの)

医療的ケア児支援センター開設支援 ※繰越明許費を併せて設定 2,000千円

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応 (主なもの)

① 入院医療提供体制の確保 2,012,363千円

② 新型コロナワクチン大規模接種事業 60,310千円

(3) 基金への積立て

地域医療介護総合確保基金積立金 5,131,455千円

(地域医療構想の達成に向けた医療機関の運営の支援等)

(4) 事業実績等により減額する事業 (主なもの)

① 県立病院事業会計への負担金・貸付金等 △4,789,094千円

② 社会福祉施設整備補助事業 (老人福祉施設) △404,751千円

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(228) ー略ー</p> <p>(228)の2 社会 認定特定 1,000円 福祉士及び介護 行為業務 福祉士法（昭和 従事者認 62年法律第30 定証交付 号）<u>附則第4条</u> 手数料 <u>第1項</u>又は介護 サービスの基盤 強化のための介 護保険法等の一 部を改正する法 律（平成23年法 律第72号）附則 第14条第2項の 規定に基づく認 定特定行為業務 従事者認定証の 交付</p> <p>(228)の2の2 認定特定 900円 社会福祉士及び 行為業務 介護福祉士法<u>附</u> 従事者認 <u>則第4条第1項</u> 定証書換 の規定に基づく え交付手 認定特定行為業 数料 務従事者認定証 の書換え交付</p> <p>(228)の2の3 認定特定 900円 社会福祉士及び 行為業務 介護福祉士法<u>附</u> 従事者認 <u>則第4条第1項</u> 定証再交 又は介護サービ 付手数料 スの基盤強化の ための介護保険 法等の一部を改 正する法律（平</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(228) ー略ー</p> <p>(228)の2 社会 認定特定 1,000円 福祉士及び介護 行為業務 福祉士法（昭和 従事者認 62年法律第30 定証交付 号）<u>附則第11条</u> 手数料 <u>第1項</u>又は介護 サービスの基盤 強化のための介 護保険法等の一 部を改正する法 律（平成23年法 律第72号）附則 第14条第2項の 規定に基づく認 定特定行為業務 従事者認定証の 交付</p> <p>(228)の2の2 認定特定 900円 社会福祉士及び 行為業務 介護福祉士法<u>附</u> 従事者認 <u>則第11条第1項</u> 定証書換 の規定に基づく え交付手 認定特定行為業 数料 務従事者認定証 の書換え交付</p> <p>(228)の2の3 認定特定 900円 社会福祉士及び 行為業務 介護福祉士法<u>附</u> 従事者認 <u>則第11条第1項</u> 定証再交 又は介護サービ 付手数料 スの基盤強化の ための介護保険 法等の一部を改 正する法律（平</p>

成23年法律第72号) 附則第14条第2項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の再交付

(228)の2の4 登録研修 7,900円
社会福祉士及び機関登録
介護福祉士法附申請手数料
則第6条の規定料
に基づく登録研修機関の登録の申請に対する審査

(228)の2の5 登録研修 4,500円
社会福祉士及び機関登録
介護福祉士法附更新申請
則第9条第1項手数料
の規定に基づく登録研修機関の登録の更新の申請に対する審査

(228)の2の6 登録特定 4,200円
社会福祉士及び行為事業 (特定行
介護福祉士法附者登録申 為の変更
則第20条第1項請手数料 に係るも
の規定に基づく のにあっ
登録特定行為事 ては、
業者の登録の申 3,900円)
請に対する審査

(228)の2の7～(478) 一略一

2 一略一

成23年法律第72号) 附則第14条第2項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の再交付

(228)の2の4 登録研修 7,900円
社会福祉士及び機関登録
介護福祉士法附申請手数料
則第13条の規定料
に基づく登録研修機関の登録の申請に対する審査

(228)の2の5 登録研修 4,500円
社会福祉士及び機関登録
介護福祉士法附更新申請
則第16条第1項手数料
の規定に基づく登録研修機関の登録の更新の申請に対する審査

(228)の2の6 登録特定 4,200円
社会福祉士及び行為事業 (特定行
介護福祉士法附者登録申 為の変更
則第27条第1項請手数料 に係るも
の規定に基づく のにあっ
登録特定行為事 ては、
業者の登録の申 3,900円)
請に対する審査

(228)の2の7～(478) 一略一

2 一略一

山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(運用)</p> <p>第5条 法第81条の2第8項に規定する収入は、一般会計歳入歳出予算に計上する。</p>	<p>(運用)</p> <p>第5条 法第81条の2第9項に規定する収入は、一般会計歳入歳出予算に計上する。</p>
<p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業に要する経費に充てる<u>場合又は同条第2項の規定により同項に規定する特別会計に繰り入れる場合に限り</u>、処分することができる。</p>	<p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業に要する経費に充てる<u>場合、同条第2項の規定により同項に規定する特別会計に繰り入れる場合又は同条第4項の規定により同項に規定する特別会計に繰り入れる場合に限り</u>、処分することができる。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 一略一</p>	<p>1 一略一</p>
<p>2 平成30年4月1日から<u>平成36年3月31日</u>までの間、第7条の規定にかかわらず、基金は、算定政令附則第19条第1項に規定する特例事業に要する経費に充てる場合には、処分することができる。</p>	<p>2 平成30年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間、第7条の規定にかかわらず、基金は、算定政令附則第19条第1項に規定する特例事業に要する経費に充てる場合には、処分することができる。</p>

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童等</u>に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童等</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第52条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる福祉型児童発達支援センター及び場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童</u>に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第52条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる福祉型児童発達支援センター及び場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>
2～7 一略一	2～7 一略一

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(従業者)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第40条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第40条において同じ。）を行う場合</p>	<p>(従業者)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第40条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第40条において同じ。）を行う場合</p>
<p>3及び4 一略一</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録</p>	<p>3及び4 一略一</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録</p>

に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3～5 一略一

(従業者)

第40条 一略一

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)及び(2) 一略一

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3及び4 一略一

に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3～5 一略一

(従業者)

第40条 一略一

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)及び(2) 一略一

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3及び4 一略一

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年3月県条例第31号）の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="220 275 316 309">附 則</p> <p data-bbox="134 320 284 353">1 一略一</p> <p data-bbox="134 365 798 701">2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定を受けている改正前の第7条及び第10条に規定する指定障害者支援施設については、改正後の第5条及び第9条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="884 275 979 309">附 則</p> <p data-bbox="798 320 948 353">1 一略一</p> <p data-bbox="798 365 1463 701">2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定を受けている改正前の第7条及び第10条に規定する指定障害者支援施設については、改正後の第5条及び第9条の規定にかかわらず、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>